

学校法人鈴鹿享栄学園防火防災管理規程

〔平成26年4月1日
制 定〕

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人鈴鹿享栄学園管理規則（以下「規則」という。）第50条第2項の規定に基づき、学校法人鈴鹿享栄学園（以下「学園」という。）における防火防災管理の徹底を期するとともに、火災その他災害による人的及び物的被害を軽減するため、防火防災管理について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 防火防災管理組織

(防火管理者)

第2条 防火防災について徹底を期すため、学園組織規程第3条に定める学校（以下「学校」という。）ごとに1名以上防火管理者（消防法第8条に規定）を置く。また、必要な場合には、所属長（規則第8条に規定する所属長をいう。以下、同じ。）は防火管理者の下に火元責任者及びその他責任者を置くものとする。

(防火管理者の任務)

第3条 防火防災管理は、防火管理者が管轄し、次の各号について行わなければならない。

- (1) 消防法第8条による消防計画の作成
- (2) 大規模地震対策特別措置法第7条による地震防災応急計画の作成
- (3) 防火防災に関係する諸規定の制定
- (4) 防火防災対策の組織を編成
- (5) 消防用設備の改善強化
- (6) 防火防災上の調査、研究及び企画
- (7) 職員及び生徒に対する防火防災思想の普及及び高揚
- (8) その他防火防災に関する諸対策

(防災安全委員会の開催)

第4条 学校に防災安全委員会（以下「委員会」という。）を置き、定例会及び緊急会を開催する。

- 2 委員会の構成は、防火管理者以外、所属長が定める。
- 3 定例会は、委員長が所管する。

4 緊急会は、緊急事態発生時に、その都度所属長が招集する。

(自衛消防組織の編成)

第5条 火災その他事故発生時に被害を最小限にとどめるために、学校に自衛消防組織を編成する。

2 地震その他災害発生時に被害を最小限にとどめるため、学校に自主防衛組織を編成する。

(学校管理計画書)

第6条 第4条に規定する組織及び任務分担等については、学校管理計画書(規則第44条及び第45条)に明示しなければならない。

(防火防災の安全管理)

第7条 学校における防火防災のための安全管理は、火災及び予測できない種々の災害の発生に対して適切な措置ができるよう平素から管理体制を整備するとともに指導及び訓練を行い、職員及び生徒の生命と安全を確保するようにしなければならない。

第3章 火災予防

(施設設備の管理及び点検検査)

第8条 防火管理者は、消防用設備、避難施設、火気使用施設等について適正管理と機能保持のため、常時点検検査を行わなければならない。ただし、所属長は、学校の事情を考慮してこの点検検査を組織的に分担することができる。

(改善及び記録の保持)

第9条 前条の点検検査により改善を要する事項を発見した場合には、速やかに防火管理者に報告する。

2 点検検査結果は、その都度記録し、保存しなければならない。

(火気使用)

第10条 構内の建物内外での火気の使用は原則禁止とする。ただし、授業及び学校管理計画書で定める行事のみ火気を使用することができる。

2 火気を使用する者は、事前に防火管理者の許可を得なければならない。

(警報伝達)

第11条 火気警報発令下において、火災発生の危険又は人命安全上の危険が切迫していると認められたときは、防火管理者はその旨を校内全体に伝達し、火気使用等の中止又は危険な場所への立入り禁止等を命じることができる。

第4章 地震対策

(地震防災応急計画の作成)

第12条 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急計画の作成に当たっては、「東海地震注意情報」が発せられ地震が発生するまでの間、又は「東海地震注意情報及び警戒宣言」が解除されるまでの間の防災活動を具体的に示すものでなければならない。

(授業日の東海地震注意情報発令)

第13条 東海地震注意情報の受信責任者（原則として防火管理者が兼務）は、東海地震注意情報の発令を確認した後、直ちに所属長に報告しなければならない。

2 職員が東海地震注意情報の発令を知ったときは、直ちに受信責任者に連絡しなければならない。

3 所属長は、東海地震注意情報の内容を確認した後に職員及び生徒に伝達し、あらかじめ定められた地震防災応急計画により、適切な指導及び命令をしなければならない。

(平日の勤務時間外の東海地震注意情報発令)

第14条 勤務時間外に東海地震注意情報が発令された場合、専任教職員及び常勤教職員は、直ちに出勤し、構内の火気使用、設備機器の点検と火災予防の措置を講ずるものとする。

2 その他職員は、非常呼び出しに応ずる態勢を整えて自宅待機するものとする。

(休業日の東海地震注意情報発令)

第15条 前条各項の規定を準用するものとする。

(備蓄品)

第16条 大規模地震に備え必需品を備蓄し、その管理は防火管理者が当たる。

2 前項の必需品は、学園があらかじめ想定する必要数量分を備蓄するものとする。

第5章 教育訓練

(防火防災訓練)

第17条 職員及び生徒は、進んで防火防災に関して教育を受け、防火防災管理の完璧を期するように努めるものとする。

(消防避難訓練)

第18条 有事に際し、被害を最小限にとどめるため、消防訓練及び避難訓練を行うものとする。

(地震避難訓練)

第19条 地震災害の発生時における訓練は、計画的に実施するものとする。

2 前項の実施項目は、次の各号とする。

- (1) 学校防災組織の編成と活動
- (2) 避難誘導
- (3) 火気の安全管理等災害発生防止措置

(4) 負傷者等の救出、応援救護

第6章 関係機関との連絡

(連絡)

第20条 防火管理者は、常に関係機関と連絡を密にし、より防火防災の適正を期すよう努めなければならない。

第7章 雑則

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。